

金沢市体育施設等使用料減免取扱要綱

(平成8年3月7日決裁)

改正 平成10年3月20日決裁

平成11年4月6日決裁

平成12年10月1日決裁

平成14年3月22日決裁

平成16年9月28日決裁

平成19年3月26日決裁

第1条 この要綱は、金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）第6条第1項、金沢市公園条例第10条第2項（昭和39年条例第8号）及び金沢市額谷ふれあい体育館条例（平成6年条例第5号）第10条の規定に基づき、金沢市体育施設条例に規定する体育施設、金沢市公園条例に規定する金沢市民野球場、金沢市民サッカー場及び金沢市鳴和台市民体育会館並びに金沢市額谷ふれあい体育館の使用料（以下「使用料」という。）の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全額を免除することができる。

- (1) 金沢市又は金沢市教育委員会が体育行事に使用する場合
- (2) 金沢市民体育大会に使用する場合
- (3) 金沢市中学校春季・夏季・秋季・冬季の各体育大会および長距離継走大会に使用する場合
- (4) 金沢市小学校連合体育大会に使用する場合
- (5) 金沢市内の小中学校が学校体育行事に使用する場合
- (6) 金沢市内の地区公民館、各地区公民館連絡協議会又は金沢市公民館連合会が年間事業として計画決定した体育行事（以下「決定体育行事」という。）に使用する場合
- (7) 金沢市内の社会福祉法人または社会福祉団体が決定体育行事に使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館に限る。）
- (8) 10月の第2月曜日（体育の日）に一般開放して使用する場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

第3条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料（金沢市体育施設条例別表第2第2項及び別表第2の2第2項並びに金沢市公園条例別表第2第2項の規定による高齢者の団体の基本使用料並びにテニスコートの照明に係る使用料は除く。）の半額を免除することができる。

- (1) 金沢市体育協会が決定体育行事に使用する場合（テニスコートを使用する場合を除く。）
- (2) 石川県中学校体育大会に使用する場合（テニスコートを使用する場合を除く。）
- (3) 金沢市内の社会福祉法人又は社会福祉団体が決定体育行事に使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館を使用する場合及び高校生以下の者のみでテニスコートを使用する場合を除く。）
- (4) 金沢市に在住し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持参（介護人を含む。）し、使用する場合（金沢市額谷ふれあい体育館及びテニスコートを使用する場合を除く。）
- (5) 本市の区域内に住所を有する65歳以上の者又は障害者が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合（高校生以下の者のみでテニスコートを使用する場合を除く。）
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日決裁）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月6日決裁）

この要綱は、平成11年5月2日から施行する。

附 則（平成12年10月1日決裁）

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月22日決裁）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月28日決裁）

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。